

仕 様 書

仕様書

- 1 業務件名
航空自衛隊目黒基地における展示即売店の設置及び経営
- 2 業務内容
展示即売店の設置及び経営
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、航空自衛隊目黒基地司令（以下「甲」という。）が選定し、選定された者が甲を通じて防衛省北関東防衛局長に国有財産の使用許可申請を行い、防衛省北関東防衛局長の国有財産使用許可を得ることをもって決定するものとする。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が当該国有財産を使用するとき
 - イ 国有財産の使用許可を得た者（以下「乙」という。）が使用許可条件に違反したとき
 - ウ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (3) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること
また、この場合乙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 乙の資格
乙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

- (4) 全省庁統一資格又は同等の資格（営業経歴書、履歴事項全部証明書又は戸籍抄本、財務諸表、直近の「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に関する納税証明書の全てを提出する。）を有すること。
- (5) 暴力団又は暴力団員の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員を雇用していないこと。
- (7) 本仕様書及び本件の募集要項の全記載事項を遵守できること。

6 設置場所及び国有財産使用申請面積

- (1) 厚生棟幹部食堂入口付近のひさし下 8.8 m²又は20.4 m²
- (2) 厚生棟1階売店入口 3 m², 6 m², 12 m²又は23 m²

7 国有財産使用料

- (1) 乙は、展示即売店の設置に係る面積に応じて防衛省北関東防衛局長が示す国有財産使用料を支払うこと。
- (2) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに納入すること。
- (3) 国有財産使用許可後は使用日数が申請日数に満たなかった場合であっても、原則として国有財産使用料の返金はしない。

注：国の電気を使用する場合は、使用量を明らかにし別途使用料を国に支払うこと。
　　国のガス及び水道の使用は禁止する。

8 業務実施日

令和6年4月1日～令和7年3月31日のうち防衛省北関東防衛局長が国有財産の使用を許可した日

9 使用許可時間

午前9時～午後5時までの間とし、これ以外は別途調整する。

10 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

11 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、官側の名義を使用してはならない。

12 管理責任

- (1) 乙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難予防及び保安について常に心掛け、明らかに官側に責がある場合を除き、官側に対し損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 乙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係法令等の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 乙の従業員は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入してはならない。
- (4) 乙は自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

13 情報保全の遵守

- (1) 乙は、甲及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が乙に提供した情報及び施設内並びにそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

14 衛生等の保持

- (1) 乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲等に対して速やかに報告すること。
- (2) 乙は、食品等を販売又は取扱う場合においては、食品衛生法の定めるところにより衛生管理に十分配慮し、食中毒の発生防止に努めなければならない。

15 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

16 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。ただし、第7項のとおり国有財産使用料の返金はしない。

17 業務仕様

- (1) 乙は、募集要項に基づき自ら提出した企画提案書に記載した業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、関係規則及び担当職員の指示に従い、関係ない場所には立ち入らないこと。
- (3) テーブル等、展示即売店の経営に必要な物品は、乙が準備するものとする。
- (4) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 本業務に際し、乙が国の電気を使用する場合は事前に航空自衛隊幹部学校業務課厚生班長の許可を得た後使用するものとし、使用した場合は使用量を明らかにし、その料金を負担しなければならない。
国のガス及び水道の使用は禁止する。
- (6) 乙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い物の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売品目を取扱う場合は、乙は営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 乙は、営業内容等について、利用者又は担当職員から連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 乙は、各日の設置場所周辺の清掃を行い、ゴミは持ち帰り衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 乙は、売上日計表（別紙様式第1）を当日中に、また会計年度における本業務に関する収支計算書（別紙様式第2）を翌年5月末までに、担当職員に提出すること。

- (11) 乙は、目黒基地で展示即売店の業務に従事する者のうち1名以上は、いわゆる正社員（アルバイト・パート等の一時的雇用者ではない者）とする。
- (12) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要な都度、担当職員及び乙の間で協議する。
- (13) 担当職員とは、次のとおり。

担当業務内容	担当者の所属、職名、内線		
公募	航空自衛隊幹部学校		
売上日計表及び会計年度毎の収支計算書の提出先	業務部業務課 厚生係長	2563	
運営上における全般調整及び苦情対応	航空自衛隊幹部学校 業務部業務課 厚生班長	2562	
国有財産使用許可申請書提出先	航空自衛隊幹部学校 業務部管理課 施設班財産係	2522	

18 その他

- (1) 甲の都合により、営業が中止又は日時変更された場合、これによって発生した費用、損害等について、乙は一切賠償を請求しないものとする。
- (2) 取扱品目等は状況により制限する場合がある。

別紙様式第1 5

令和 年 月 日

航空自衛隊幹部学校業務部業務課 御中

事業者名 住所

氏名

壳上日計表

令和 年 月 日 分

注1：当日分を当日中に提出して下さい。

2：金額は、消費税込みの金額を記入して下さい。

6」
別紙様式第2

令和 年 月 日

航空自衛隊幹部学校業務部業務課 御中

事業者名 住所

氏名

収支計算書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日

(単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
利 益		損 失	
計		計	

※会計年度（4月～3月）分を5月末日までに提出して下さい。